

運行管理者 無料追加コンテンツ

運行管理者 貨物編

暗記ノート03

(道路交通法)

PDFデータの販売・再配布等は認めておりません。

公開されているPDFデータは事前に断りなく移動、修正、公開停止などの措置をとる場合があります。

本文の内容は2024年7月時点の法令によって制作しています。

(制作 2024.7)

定義（過去問題から抜粋）

自動車	【原動機】を用い、かつ、【レール】又は【架線】によらないで運転する車であって、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車その他の小型の車で政令で定めるもの（走行補助車等）以外のものをいう。
路側帯	歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の部分で、【道路標示】によって区画されたもの。
追越し	車両が他の車両等に追い付いた場合において、その進路を変えてその追い付いた車両等の【側方】を通過し、かつ、当該車両等の【前方】に出ることをいう。
車両通行帯	自動車が定められた部分を通行することが【道路標示】により示されている場合の道路の部分。
車両	【自動車】、【原動機付自転車】、【軽車両】及び【トロリーバス】をいう。
道路標識	規制又は指示を表示する【標示板】。
道路標示	路面に描かれた【道路鋲】、【ペイント】、【石等】による線、記号又は文字。
駐車	自動車が継続的に停止すること又は運転者が自動車から離れて【すぐに運転できない状態】で停止すること（人の乗降や【5】分以内の荷下ろし等除く）。

停車	【駐車】以外の車両等の停止。
徐行	車両等が【直ちに停止】することができるような速度で進行することをいう。
進行妨害	自動車等が進行を継続又は始めた場合に、他の自動車等が危険を防止するため速度又は方向を【急に変更】しなければならないおそれがあるときに、その進行を継続し又は始めて他の自動車等の進行を妨害すること。
本線車道	高速自動車国道又は自動車専用道路において、【通常走行をする車線】（本線車線）により構成する車道のこと。

道交法の規定による自動車の種類

① 【大型】 自動車	② 【中型】 自動車	③ 【準中型】 自動車
④ 【普通】 自動車	⑤ 【大型特殊】 自動車	⑥ 【大型自動】 二輪車
⑦ 【普通自動】 二輪車	⑧ 【小型特殊】 自動車	

免許の種類と運転できる自動車の範囲

	普通自動車	準中型自動車	中型自動車	大型自動車
車両総重量	【3.5】t未満	【3.5】t以上 【7.5】t未満	【7.5】t以上 【11】t未満	【11】t以上
最大積載量	【2】t未満	【2】t以上 【4.5】t未満	【4.5】t以上 【6.5】t未満	【6.5】t以上
乗車定員	【10】人以下	【10】人以下	【11】人以上 【29】人以下	【30】人以上
普通免許	→			
準中型免許	→			
中型免許	→			
大型免許	→			

自動車の速度（過去問から抜粋）

《一般道路における最高速度》

自動車の種類	最高速度
自動車（下記以外）	【60】 km/h
他の自動車をロープ等で牽引して走行する場合	【40】 km/h

《高速道路における最高速度と最低速度》

自動車の種類	最高速度	最低速度
◎中型トラック (車両総重量8 t未満かつ最大積載量5 t未満)	【100】 km/h	
◎大型トラック ◎中型トラック (車両総重量8 t以上又は最大積載量5 t以上)	【90】 km/h	【50】 km/h
◎トレーラ連結車	【80】 km/h	

追越し

方法	<ul style="list-style-type: none"> 追い越そうとする前車の【右側】を通行 前車が道路中央又は右側を通行している場合には、【左側】を通行
禁止場所	<ul style="list-style-type: none"> 道路の【曲がりかど】附近 勾配の急な【下り坂】 【上り坂】の頂上附近（勾配の急な上り坂は可） トンネル、交差点、踏切、横断歩道とその手前【30】m以内の部分

◆原動機付自転車は軽車両に該当しない。

一時停止と徐行

一時停止	<ul style="list-style-type: none"> 歩道等に入る【直前】 横断歩道を【横断している】又は【横断しようとする歩行者】があるとき 横断歩道の直前で停止している車両の【前方】に出ようとするとき 交差点又はその付近で【緊急自動車】接近時（交差点内を避ける）
徐行	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者の【側方】を通過するとき 【環状】交差点に入ろうとするとき 左右の【見通しがきかない】交差点 道路の【まがりかど】附近、【上り坂】の頂上附近、勾配の急な【下り坂】

車両の交通方法

車両通行帯	道路の左側から数えて【1】番目の車両通行帯を通行する。ただし、当該道路の【左側】部分に【3】以上の車両通行帯が設けられているときは、速度に応じて、その最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行できる。
路線バス等優先通行帯	自動車（路線バス等を除く）は、路線バス等が【後方】から接近してきた場合に交通の混雑のため路線バス等優先通行帯を【通行してはならない】。路線バス等優先通行帯を通行しているときに、後方から路線バス等が接近してきたときは、【すみやかに】路線バス等優先通行帯の外に出る。
軌道敷内の通行	車両（トローリーバスを除く）は、左折し、右折し、横断し、若しくは転回するため軌道敷内を横切る場合又は【危険防止】のためやむを得ない場合を除き、軌道敷内を通行してはならない。

交差点

交差点※内	交差道路を左方から進行してくる車両及び交差道路を通行する路面電車の【進行妨害】をしない。
横断歩道のない交差点	歩行者が【横断している】とき、その通行を妨げてはならない。
交差点への進入禁止	交差点内で停止することになり、他の車両の【通行妨害】となりそうなときは、交差点に入ってはならない。
交差点※に入るとき	交差道路が優先道路あるいは幅員が明らかに【広い】ときは【徐行】する。

※交通整理が行われていない交差点

駐停車禁止場所と駐車禁止場所

《駐停車禁止場所》

交差点、まがり角、横断歩道	【5】m以内
バス停、踏切、安全地帯	【10】m以内

《駐車禁止場所》

火災報知機	【1】m以内
施設等の出入口	【3】m以内
道路工事現場、防火水槽、消火栓	【5】m以内

合図の時期

左折、右折、転回するとき	その行為をしようとする地点から【30】m手前の位置
同一方向に進行しながら左方、右方に進路変更するとき	その行為をしようとする【3】秒前
徐行、停止するとき	その行為を【しようとする】とき

過積載車両の取扱い

警察官 ⇒ 運転者	①過積載が認められる場合は、書類の提示を求め、積載物の重量を【測定】できる。 ②過積載とならないように応急の措置をとることを【命ずる】ことができる。
公安委員会 ⇒ 車両の使用者	過積載の防止のため必要な措置をとることを【指示】できる。
警察署長 ⇒ 荷主	荷主が運転者に対し過積載を反復して要求するおそれがあるときは、【荷主】に対し、過積載要求の禁止を【命ずる】ことができる。
荷主 ⇒ 運転者	【制限重量】を超える積載物を引き渡してはならない。

積載の制限

高さ	【3.8】m※－積載場所の高さ
長さ	自動車の長さ + 自動車の長さの【1/10】

※公安委員会が認めるものは3.8～4.1 m以内

運転者の遵守事項（過去問題から抜粋）

- 高齢の歩行者、身体障害者、監護者が付き添わない児童等が歩行しているときは、【一時停止】し、又は【徐行】して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。
- 歩行者がいる安全地帯の側方を通過するときは、【徐行】する。
- 車両等の積載物等が転落し、又は飛散したときは、速やかにそれらの物を除去する等道路の【危険防止】のため必要な【措置】をとる。
- 【座席ベルト】を装着していない者を乗車させて運転しない。
- 停車している幼稚園バス等の側方を通過するときは、【徐行】して安全を確認する。
- 車両等を離れるときは、その【原動機】を止め、完全に【ブレーキ】をかける等当該車両等が停止の状態を保つため必要な措置をとる。
- 聴覚障害者標識等の表示自動車の側方に【幅寄せ】をしてはならない。
- 運転中に画像表示用装置(法令で定めるものを除く。)に表示された画像を【注視】してはならない。

事故の場合の措置

